

戸田建設 WEB サービス利用規約

戸田建設 WEB サービスの利用者である_____（以下、「貴社」という）に対し、以下に戸田建設 WEB サービス利用規約を示します。

（本規約の適用範囲と変更）

第1条 1. 本規約は戸田建設株式会社（以下、「当社」という。）がインターネット上で提供する各種システム・サービスの利用に対し適用されるものとします。
2. 当社は貴社に事前の承諾を得ることなくこの規約を変更できるものとし、変更については変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：https://www.toda.co.jp/cooperative.html）に掲示し、またはユーザーに電子メールで通知し周知するものとします。変更後、貴社所属のユーザーが本サービスを最初に利用した段階で承諾を得たと判断いたします。

（用語の定義）

第2条 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
（1） 戸田建設 WEB サービス（以下、本サービスという）
当社がインターネット上で提供するシステム・サービスの総称。
（2） ユーザー
貴社に所属し、本サービスを利用する者。
（3） 窓口管理者
貴社に所属し、ユーザーの管理、利用するサービスの管理を行うもの。
（4） 利用設備
本サービスを利用するために、貴社が準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という）。
（5） 利用電気通信回線
貴社が本サービスを利用するためのインターネット並びに電子メールを利用するための電気通信回線をいう。（以下「通信回線」という。）

（本サービスの利用）

第3条 1. 貴社は本サービスを利用するために必要な利用設備、利用電気通信回路、並びにインターネット・サービス・プロバイダの登録・利用等については貴社の負担で用意するものとします。尚、貴社の有する利用設備、利用電気通信回線等の規格、仕様、使用環境に起因する不具合については、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 本サービスの提供対象地域は日本国内とします。
3. 各サービスの使用料については個別に定めるものとする。

（利用設備および利用電気通信回線の整備）

第4条 1. 当社および貴社は、本サービスを利用するために必要な装置および通信回線の整備、保守および管理を、善良なる管理者の注意をもって行う。
2. 当社および貴社は、相手方へのコンピュータウィルスの感染を未然に防ぐため、自らが使用する装置へのコンピュータウィルス感染の診断と対応に努め、問題を発見した場合には直ちにこれに対処する。コンピュータウィルスの感染により相手方及び第三者に損害を与えた場合は、その損害について損害賠償請求をすることを妨げない。

（運用）

第5条 1. 各サービス運用等については、個別に定めるものとします。
2. メンテナンス等により、システム停止や利用時間に変更が生じる場合は、予め当社ウェブサイトにて通知します。

（提供中止）

第6条 1. 当社は、次の場合には、貴社に対する本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
（1） 当社設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
（2） 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うとき。
（3） 当社の責によらず本サービスの提供が困難となったとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合には、あらかじめその旨を電子メールにより貴社ユーザーに通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断するときは、この限りではないものとします。
3. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して貴社またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（提供停止）

第7条 1. 当社は、貴社が次の各号のいずれかに該当する場合、貴社に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
（1） 本協定に違反したとき。
（2） 正当な理由なく期間内に本協定を履行する見込みがないと認められるとき。
（3） 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
（4） 監督官庁より営業の取消し、停止などの処分を受けたとき。
（5） 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売などの申し立て、または破産、民事再生手続、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てがあったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。
（6） 解散したとき。
（7） 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
（8） 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその理由ならびに提供停止の開始日時および期間を電子メールにより貴社に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断するときは、この限りではないものとします。
3. 第1項各号において、当社または貴社は自らが蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、第1項第8号の場合はこの限りではない。

（当社の責任等）

第8条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスの提供するものとし、本サービスにおいて不具合があった場合には、その不具合の治癒のために必要な修補を繰り返し実施するものとします。なお、修補の繰り返しの実施は、顕在化した特定の誤りに対して行われるものであり、その他の品質不良及び不具合が存在する可能性を調査し、それを修正するものではないものとし、本条項に基づく修補の繰り返しの実施は、本サービスの不具合に関して当社が貴社に負う責任の全てであって、当社は、当該不具合により貴社に生じた損害については何ら責任を負わないものとします。また、当社は、本サービスについて貴社における端末誤動作・障害、天災・事変その他の不可抗力等その他当社の責に帰すべからざる事由に基づく本サービスの不履行に関し、一切の責任を負わないものとします。

（機密保持）

第9条 当社および貴社は、本サービスの利用期間中はもとより、本サービスに利用停止後であっても、本サービスにより知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。
（1） 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
（2） 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
（3） 相手方から開示を受けた後に、当社・貴社それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
（4） 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。
（5） 法令により開示を義務づけられたもの。
（6） 政府、官公庁等の公的機関から正当な権限をもって開示を求められたもの。
（7） 当社又は貴社の法律顧問その他の外部専門家から開示を求められたもの。
（8） その他、当社及び貴社の合意するもの。

（協議事項）

第10条 本規約に定めのない事項及び本協定の事項に疑義を生じた場合は、当社・貴社協議のうえ解決する。

（管轄裁判所）

第11条 当社および貴社は、本規約に関する紛争の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

年 月 日

本規約に同意し、戸田建設 WEB サービスを利用いたします。

（取引先コード：_____）

名 称

本データはサンプルです。
所在地

代表者氏名

改定内容に異議の無い場合は改めでの提出は不要です。 印